

米価下落に伴う営農相談窓口の設置について

福島県では、令和3年産主食用米の作付面積の目安を達成したものの、コロナ禍により主食用米の需要が大きく落ち込んでおり、JA概算金は前年より大幅に下落し、農家の経営環境は大変厳しい状況となっております。

このため、当面の農家の資金繰りのための融資活用や収入確保を支援するとともに、令和4年産に向けて、園芸作物や大豆等畑作物の作付推進により、水田をフルに活用しながら需要に応じた生産と農業経営の安定化に資することを目的として、農林事務所に相談窓口を設置します。

1 実施内容

- (1) 当面の経営対策として、資金繰り、収入保険制度等のセーフティネット対策及び当面の収入確保対策等の支援
- (2) 令和4年産に向けた生産対策として、作付転換（園芸作物や大豆、飼料作物、飼料用米等）、農地中間管理事業の活用及び補助事業の活用等の支援

2 相談窓口設置期間

令和3年10月29日から令和4年3月末まで
8時30分～17時15分（土日、祝日及び年末年始を除く）

3 相談窓口設置場所

農林事務所農業振興普及部・農業普及所14カ所に設置します。連絡先は以下のとおりです。

- ・ 県北農林事務所 024-521-2608
- ・ 伊達農業普及所 024-575-3181
- ・ 安達農業普及所 0243-22-1127
- ・ 県中農林事務所 024-935-1310
- ・ 田村農業普及所 0247-62-3113
- ・ 須賀川農業普及所 0248-72-2180
- ・ 県南農林事務所 0248-23-1562
- ・ 会津農林事務所 0242-29-5306
- ・ 喜多方農業普及所 0241-24-5744
- ・ 会津坂下農業普及所 0242-83-2113
- ・ 南会津農林事務所 0241-62-5262
- ・ 相双農林事務所 0244-26-1149
- ・ 双葉農業普及所 0240-23-6473
- ・ いわき農林事務所 0246-24-6161